

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成28年8月19日（平成28年（行個）諮問第133号）

答申日：平成28年12月1日（平成28年度（行個）答申第137号）

事件名：本人が特定日付けで刑事局長宛てに送付した苦情申出書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者（私）に平成22年10月22日付で警察庁刑事局長宛に送付した「兵庫県警および特定署に対する苦情申出書」またはそれがどのように処理されたかわかるもの」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月12日付け平28警察庁甲個情発第3-2号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 情報公開条例に基づき審査請求人が、平成22年10月22日付けで特定個人警察庁刑事局長に送付した「兵庫県警および特定署に対する苦情申出書、またはそれがどのように処理されたかわかるもの」の開示請求に対し、警察庁長官官房総務課広報室からの回答に「〇〇様からの文書を拝見いたしました。警察庁では、個別具体の事案への対応はできませんので、本文書につきましては、兵庫県警察本部へ回付いたしました。」と文書で報告がなされているにもかかわらず、「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書は保存期間の満了により既に廃棄されており、開示請求のあった保有個人情報が存在しないため不開示とした。」という回答は理に合わない。廃棄に至った経緯について、警察庁の行政文書管理規定に基づいて具体的に説明していただきたい。

上記の回答が事実であれば、憲法違反（法の下平等）、国家公務員法101条違反、国家公務員倫理規定違反に抵触する。

イ 本件交通事故における兵庫県警察本部に対する苦情申出については、（略）訴訟あるいは訴訟を予定しており、「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書は保存期間の満了により既に廃棄されており、開示請求のあった保有個人情報が存在しないため不開示とした。」警察庁の不存在による決定は、警察庁の公文書の管理がいかに杜撰であるかを露呈している。

ウ 結論

以上のとおり、本件文書に係る取扱手続が全て適法かつ適正に行われていなかったのであって、決定通知書における主張が失当であることは明白である。

(2) 意見書

平成28年（行個）諮問133号の不開示決定に関しては、何ら異議はありません。理由説明書を拝見させていただいてよく分かりました。

申立人が知りたかったのは、当時その書面を兵庫県警察本部へどのような手段で、たとえば郵送かファックスで、本部のどなたに回付されたのかを確認したかったわけです。

（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

本件審査請求の対象である不開示決定に係る保有個人情報開示請求において、審査請求人は、「開示請求者（私）が平成22年10月22日付で警察庁刑事局長宛に送付した「兵庫県警および特定署に対する苦情申出書」またはそれがどのように処理されたかわかるもの」の開示を求めている。

警察庁においては、警察庁宛て（警察庁の役職名宛てのものを含む。以下同じ。）の苦情の申出に係る文書は、原則、長官官房総務課広報室が行政相談文書として受理し、内容に応じた処理をした後、暦年で作成する行政相談受理簿に編綴することとしている。このため、処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は、平成22年の行政相談受理簿に含まれていると判断した。

2 原処分について

平成22年に作成した行政相談受理簿は、「行政相談受理簿（平成22年）」という行政文書ファイル名で文書管理を行っていたが、当該文書の保存期間は3年（保存期間満了日は平成25年（2013年）12月31日）であり、平成27年1月8日に廃棄されている。処分庁は、本

件開示請求を受理した平成28年4月12日時点において当該文書が存在しないことから、「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書は保存期間の満了により既に廃棄されており、開示請求のあった保有個人情報存在しない」として、法18条2項の規定に基づき不開示決定（平成28年5月12日付け平28警察庁甲個情発第3-2号）を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書が保存期間の満了により既に廃棄されており、存在しないため不開示とした回答は理に合わず、原処分は警察庁の公文書の管理がいかにか杜撰であるかを露呈するものであり、審査請求人が送付した苦情申出書に係る取扱手続が全て適法かつ適切に行われていなかった旨を主張している。

4 原処分の妥当性について

平成22年当時、処分庁における行政文書の管理については、警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成13年警察庁訓令第8号。以下同じ。）に基づき、行政文書の区分に応じて定められた保存期間が経過するまでの間保存することとされていた。同訓令においては、「所管行政上の定型的な事務に係る意思決定を行うための決裁」「所管行政に係る政策の決定又は遂行上参考とした事項が記録されたもの」等の保存期間を3年としており、行政相談受理簿は「長官がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの」に該当するとして保存期間を3年としていたところである。行政文書（保存期間が1年未満である行政文書を除く。）の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日の属する年翌年の初日から起算するため、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれていたと判断した「行政相談受理簿（平成22年）」は、平成22年年初に調製され、起算日を平成23年（2011年）1月1日、保存期間満了日を平成25年（2013年）12月31日とする保存期間が設定されていた。

処分庁においては、「行政相談受理簿（平成22年）」について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）8条2項に規定する内閣総理大臣の廃棄の同意を得、平成27年（2015年）1月8日に廃棄したところである。

以上のとおり、処分庁においては、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれていたと判断した「行政相談受理簿（平成22年）」を適切に管理し、公文書管理法に規定する内閣総理大臣の廃棄同意を得て廃棄したものであり、処分庁の公文書の管理は妥当で、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれた行政文書が存在しないことは明らかである。

5 結語

処分庁が行った原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「開示請求者（私）に平成22年10月22日付で警察庁刑事局長宛に送付した「兵庫県警および特定署に対する苦情申出書」またはそれがどのように処理されたかわかるもの」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報については、存在しないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 警察庁においては、警察庁宛ての苦情の申出に係る文書は、原則、長官官房総務課広報室が行政相談文書として受理し、内容に応じた処理をした後、暦年で作成する行政相談受理簿に編綴することとしている。このため、処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は、平成22年の行政相談受理簿に含まれていると判断した。

イ 平成22年当時、処分庁における行政文書の管理については、警察庁における行政文書の管理に関する訓令に基づき、行政文書の区分に応じて定められた保存期間が経過するまでの間保存することとされていた。同訓令においては、「所管行政上の定型的な事務に係る意思決定を行うための決裁」「所管行政に係る政策の決定又は遂行上参考とした事項が記録されたもの」等の保存期間を3年としており、行政相談受理簿は「長官がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの」に該当するとして保存期間を3年としていたところである。行政文書（保存期間が1年未満である行政文書を除く。）の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日の属する年翌年の初日から起算するため、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれていたと判断した「行政相談受理簿（平成2

2年)」は、平成22年年初に調製され、起算日を平成23年（2011年）1月1日、保存期間満了日を平成25年（2013年）12月31日とする保存期間が設定されていた。

ウ 処分庁においては、「行政相談受理簿（平成22年）」について、公文書管理法8条2項に規定する内閣総理大臣の廃棄の同意を得、平成27年（2015年）1月8日に廃棄したところである。

エ 以上のとおり、処分庁においては、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれていたと判断した「行政相談受理簿（平成22年）」を適切に管理し、公文書管理法に規定する内閣総理大臣の廃棄同意を得て廃棄したものであり、処分庁の公文書の管理は妥当で、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれた行政文書が存在しないことは明らかである。

（2）検討

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、警察庁に都道府県警察に対する苦情の申出書が送付され、警察庁において都道府県警察が対応するものであると判断した場合の取扱いは、①原則として、当該申出書を関係都道府県警察本部の広聴担当課宛てにファックス送信をし、②申出人に対して回答が必要と判断される場合、その回答内容は個別具体的に判断される場所、一例を挙げると、警察庁においては個別具体の事案には対応できない旨、当該申出書を関係都道府県警察本部の広聴担当課宛てに回付した旨等を、原則として文書で回答し、③その後、当該申出書と、文書で回答した場合には当該文書を併せて、暦年で管理している行政相談受理簿に編てつしているとのことであるから、開示請求の対象となる保有個人情報が「平成22年10月22日付で警察庁刑事局長宛に送付した「兵庫県警および特定署に対する苦情申出書」またはそれがどのように処理されたかわかるもの」に記録されたものであることに鑑みると、本件対象保有個人情報を含む文書が「行政相談受理簿（平成22年）」に編てつされていると判断した旨の諮問庁の説明が不合理とまではいえない。

イ 次に、本件対象保有個人情報の取扱いについて、当審査会において、警察庁における行政文書の管理に関する訓令及び廃棄簿の提示を受け確認したところによると、平成22年当時の上記訓令39条において規定する別表第4において、「所管行政上の定型的な事務に係る意思決定を行うための決裁文書」等の保存期間は3年と規定されており、本件開示請求に係る文書を編てつした平成22年の行政相談受理簿は「長官がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの」に該当し、その保存期間は3年であることが認

められ、また、平成26年度の廃棄簿において、保存期間満了時の措置が廃棄とされた上で、「行政相談受理簿（平成22年）」の「廃棄日」欄に「2015/1/8」と記載されていることが認められることから、本件開示請求時点（平成28年4月12日）において、「行政相談受理簿（平成22年）」は既に廃棄されているとする上記（1）の諮問庁の説明は首肯できる。

ウ また、念のため、当審査会事務局職員をして諮問庁に本件対象保有個人情報の探索の方法及び範囲を確認させたところ、広報室内の棚、中間書庫、パソコンの共有フォルダを探索したが、本件対象保有個人情報は存在しなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

エ 以上のことから、本件対象保有個人情報は存在しないため、不開示とした原処分は妥当であるとする諮問庁の説明が不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、警察庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史